

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 28 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 30 年 9 月 13 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

農道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 123,772 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |